

組 合 の 沿 革

組 合 の 概 要

名 称 : 常総衛生組合『クリーンセンターきぬ』
構 成 市 : 常総市, 守谷市, 坂東市, つくばみらい市
所 在 地 : 茨城県つくばみらい市小絹1450
電 話 番 号 : 0297(52)3038
敷 地 面 積 : 13,315㎡
処 理 方 式 : 標準脱窒素処理方式+高度処理
処 理 能 力 : 150kl/日

常総衛生組合は、昭和37年4月20日茨城県知事の許可により、地方自治法第284条第1項に基づき、一部事務組合として設立されたものであります。

構成市町村は、水海道市、岩井町、守谷町、谷田部町、伊奈村、谷和原村の1市3町2村で発足いたしました。

岩井町は、昭和47年4月1日市制施行により、岩井市と改称され、さらに、平成17年3月22日猿島町との新設合併により、坂東市と改称されました。谷田部町は、昭和60年3月31日をもって、当組合から脱退いたしました。伊奈村は、昭和60年4月1日町制施行により、伊奈町と改称されました。

また、守谷町は、平成14年2月2日市制施行により、守谷市と改称されました。

水海道市は、平成18年1月1日石下町との編入合併により、常総市と改称されました。

伊奈町及び谷和原村は、平成18年3月27日新設合併により、つくばみらい市に改称されました。現在4市で構成されております。

設立当初、一日の処理能力は36klでありましたが、現在の一日の処理能力は150klであります。特に汚泥処理においては、乾燥→造粒→肥料製品化の完全リサイクルシステムを導入しております。

組合の事業目的は、構成市のし尿及び浄化槽汚泥を衛生的かつ能率的に処理し、地域住民の生活環境と公衆衛生の向上に寄与するためであります。

設立までの経過

- (1)昭和37年 2 月 1 日 し尿消化槽建設予定地として、谷和原村大字小絹1450番地外6筆、地目、山林7, 345. 8㎡を同村大字寺畑343番地、今川英次郎氏と売買契約を行った。
- (2)昭和37年 2 月10日 水海道市外4町2村共同し尿消化槽建設促進協議会成立。
(水海道市、取手町、岩井町、守谷町、谷田部町、伊奈村、谷和原村)
- (3)昭和37年 2 月15日 昭和37年度し尿処理施設整備計画書作成、同2月19日整備計画書提出並びに陳情のため、各市町村長出県する。
- (4)昭和37年 2 月22日 取手町、促進協議会より脱退する。
- (5)昭和37年 3 月13日 常総衛生組合理約案並びに促進協議会会議録を県に提出。
- (6)昭和37年 3 月 構成各市町村議会において、常総衛生組合理約を議決する。
- (7)昭和37年 4 月 4 日 一部事務組合設立許可申請書を茨城県知事に提出。
- (8)昭和37年 4 月20日 設立許可、名称を常総衛生組合と称する。

組合の経過

- (1)設立直後の状況
- ア 昭和37年 5 月 7 日 常総衛生組合理約に基づき、第1回常総衛生組合議会を開催
- イ 昭和37年 5 月11日 し尿消化槽建設用敷地7, 345. 8㎡登記完了
- ウ 昭和37年10月25日 着工並びに起工式

処理方式	加温法し尿消化槽方式
規 模	36kl/日処理
建設年度	昭和37・38年度2ヵ年継続事業
請負業者	荏原インフィルコ株式会社
総事業費	63,652,382円

- エ 昭和39年 3 月30日 竣工
- オ 昭和39年 5 月 1 日 運転開始
- (2)施設の用地提供者は、今川英次郎、野本宇兵衛、野本美次、野本こ志よ、小菅三郎
(敬称略)

(3) 汲取料金 昭和39年 4 月 1 日より, 180 までごとに25円

(4) 首都圏整備指定地帯になり, 工場の進出住宅建設も進み, 人口の増加に伴い処理量増加し,
第1回目の増設計画

ア 昭和44年 6 月16日 着工

処理方式	加温法消化方式
規 模	54kl/日処理
建設年度	昭和44・45年度2ヵ年継続事業
請負業者	久保田鉄工株式会社
総事業費	109,764,483円

イ 昭和46年 2 月末日 竣工 運転開始

(5) 昭和47年 4 月 1 日 岩井町が市制施行により, 岩井市に改称 (2市2町2村で運営)

(6) 汲取料金改正 昭和47年 4 月 1 日より, 360 までごとに75円

(7) 汲取料金改正 昭和49年 4 月 1 日より, 180 までごとに55円

(8) 特別清掃地域が廃止され, 各市町村全域が清掃区域となり, また, 宅造, 住宅の建設が急速に進み, 処理量増加に伴い第2回目の増設計画

ア 昭和49年10月25日 着工

処理方式	二段活性汚泥法 (酸化処理方式)
規 模	124kl/日処理
建設年度	昭和49・50年度2ヵ年継続事業
請負業者	久保田鉄工株式会社
総事業費	820,368,409円

イ 昭和51年 3 月29日 竣工 運転開始

(9) 汲取料金改正 昭和51年10月 1 日より, 180 までごとに90円

(10) し尿処理の過程で生じる脱水汚泥の処理難に伴い, 乾燥装置の設備を設置する計画

ア 昭和52年 5 月20日 着工

処理方式	大川原式脱水汚泥乾燥方式
規 模	脱 水 汚 泥 1 日 1 6 t (含水率85%)
	乾燥ケーキ 1 日 4 t (含水率40%)
建設年度	昭和52年度
請負業者	大日本インキ化学工業株式会社
総事業費	117,850,000円

イ 昭和52年10月31日 竣工 運転開始

(11) 汲取料金改正 昭和55年4月1日より、180までごとに110円

(12) 処理水中の浮遊物質(SS)を除去し、河川の汚濁を防止するため、凝集分離設備を計画

ア 昭和55年9月1日 着工

処理方式	加圧浮上凝集分離方式
規 模	処理水 3,500 m ³ /日
建設年度	昭和55年度
請負業者	大日本インキ化学工業株式会社
総事業費	113,500,000円

イ 昭和56年2月28日 竣工 運転開始

(13) 昭和60年3月4日 分担金算出基礎割合改正

昭和59年度以前	昭和60年度以後
処理量実績割 : 60%	処理量実績割 : 90%
人 口 割 : 20%	
均 等 割 : 20%	均 等 割 : 10%

(14) 昭和60年3月31日 谷田部町脱退(つくば市合併により、筑南衛生組合へ加入)

(15) 昭和60年4月1日 伊奈村が町制施行により、伊奈町に改称(2市2町1村で運営)

(16) 昭和60年4月1日 消化方式(36kl/日・56kl/日)老朽化に伴い、撤去申請
合せて50kl/日更新建設計画

ア 昭和60年11月 着工

処理方式	低希釈二段活性汚泥法+高度処理
規 模	50kl/日処理
建設年度	昭和60・61年度2ヵ年継続事業
請負業者	久保田鉄工株式会社
総事業費	527,500,000円

イ 昭和62年3月末日 竣工 運転開始

(17)昭和62年4月1日 組合議員定数改正

新	旧
水海道市：2人 岩井市：2人 守谷町：2人 伊奈町：2人 谷和原村：2人	関係市町村長 水海道市：2人 岩井市：1人 守谷町：1人 伊奈町：1人 谷和原村：1人
定数10人	定数11人

(18)昭和62年度 124kl/日施設 脱水機基幹事業

総事業費：89,500,000円

(19)汲取料金改正 平成2年1月1日より、180までごとに130円

(20)平成6年4月1日 124kl/日施設老朽化に伴い、撤去申請合せて100kl/日
更新施設建設計画

ア 平成7年7月22日 着工

処理方式	標準脱窒素処理方式+高度処理
規 模	100kl/日処理
建設年度	平成7・8・9年度3ヵ年継続事業
請負業者	クボタ環境サービス株式会社
総事業費	4,135,450,000円

イ 平成10年3月20日 竣工

(21)汲取料金改正 平成9年4月1日より、180までごとに133円

(22)平成10年4月1日 処理能力が150kl/日となる

(23)平成14年 2月 2日 守谷町が市制施行により，守谷市に改称（3市1町1村で運営）

(24)平成17年 3月 22日 岩井市が猿島町との新設合併により，坂東市に改称（3市1町1村で運営）

(25)平成17年 4月 1日 組合議員定数

新	旧
水海道市：2人 守谷市：2人 坂東市：2人 伊奈町：2人 谷和原村：2人	水海道市：2人 岩井市：2人 守谷町：2人 伊奈町：2人 谷和原村：2人
定数10人	定数10人

(26)平成18年 1月 1日 水海道市が石下町との編入合併により，常総市に改称（3市1町1村で運営）

(27)平成18年 3月 27日 伊奈町及び谷和原村が新設合併により，つくばみらい市に改称（4市で運営）

(28)平成18年 3月 27日 組合議員定数改正

新	旧
常総市：2人 守谷市：2人 坂東市：2人 つくばみらい市：2人	水海道市：2人 守谷市：2人 坂東市：2人 伊奈町：2人 谷和原村：2人
定数8人	定数10人

(29)平成23年 3月 11日 東日本大震災発生

平成23年 4月 投入量減少のため50kl/日施設休止

平成23年 7月 汚泥肥料中の放射能が400Bq/kgを超えたため，汚泥肥料化を中止し焼却処分にする。

(30)汲取料金改正 平成26年 4月 1日より，180までごとに137円

(31)処理人口：79,913人（平成30年4月1日現在）

処 理 量：33,508kl/年（平成29年度投入量実績）